

6京丹総監第36号  
令和6年12月18日

様

京丹波町代表監査委員 山本 透

京丹波町職員措置請求に係る勧告の実施について

令和6年10月7日で提出された、地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同上第4項の規定により監査を実施した結果、請求の一部に理由があると認められ、執行機関に対して別紙のとおり勧告したので通知します。

( 別紙 )

6京丹総監第34号  
令和6年12月6日

京丹波町長 畠中 源一 様

京丹波町代表監査委員 山本 透

京丹波町監査委員 谷口 勝巳

京丹波町職員措置請求について（勧告）

令和6年10月7日に提出のあった、地方自治法第242条第1項の規定に基づく京丹波町職員措置請求について、監査を行った結果、請求の一部に理由があると認められるので、必要な措置を講じられるよう、下記のとおり勧告します。

記

1 請求人

住所 京都府船井郡京丹波町

氏名

2 請求の要旨

提出された請求書から引用し、次の5項目に整理した。

- ① 京丹波町長は令和6年6月14日に土地売買契約を締結した。しかしこの契約は議会の議決を要しそれまでは仮契約である旨を契約書に記載せず議決の日を待って契約日とし部分払いの途を閉ざした。
- ② 京丹波町財務規則第177条によれば公有財産の取得は財政課長によるべきところを本件は土木建築課が担い、公文書開示請求による決裁文書においては仮契約を締結する旨記載しながら契約書（案）にその条項はなく、それは単純ミスでなく辻褃合わせの決裁後改竄も疑われる。
- ③ 従って不正な契約となりまた第13条の契約外事項の両者協議にも応じようとせず、契約担当者が遅滞なく行うべき所有権移転登記の遅延を理由に契約者への支払いを不当に先延ばししている。
- ④ この蒲生野排水路整備事業は道路整備における雨水の排水処理でなく、本を正せば本庁舎建設に係る令和元年5月10日付け京都府知事あて開発行為届（事前協議）の中核事業であるが、遅れに遅れ開発行為届は反古同然、それは令和2年

- 1 1月10日付け京都府環境をまもり育てる条例にかかる特定施設設置の虚偽届出に繋がり、今般の更なる失態は京丹波町の事業執行能力の欠如また信用失墜を助長するものである。その損害は土地所有者への契約代金未払いの比ではない。
- ⑤ よって一刻も早い開発行為の完遂に向け、事業整備の起業地として早急な所有権移転登記と契約代金の支払いを請求するものである。

### 3 監査の結果等

#### (1) 監査結果

請求の一部を容認する。

#### (2) 監査結果の概要

本請求は、土地売買契約に基づく早急な所有権移転登記と契約代金の支払いを請求するもの（前述 請求の要旨⑤）であるが、併せて、契約締結に係る執行機関（以下「町」という。）の事務処理（請求の要旨①、②）、契約締結後の町の対応（請求の要旨③）及び京都府知事宛開発届に係る事業等の履行状況（請求の要旨④）に関する不備、指摘を行っている。

請求人から提出された事実証明書及び証拠、並びに担当課において作成、処理された書類に基づき監査を実施した。

令和6年6月14日に土地売買契約が締結され、同年10月29日に所有権移転登記が完了し、同年11月8日に請求者への契約代金の支払いが完了したことを確認した。契約締結後の執行機関の対応は、土地売買契約に示された内容に基づくものであり、適正に契約が履行されていると判断する。

一方で、請求者の指摘にあるとおり、本件における土地売買契約締結事務の過程において、担当課における決裁文書に記載された仮契約に関する事項が、現に作成された契約書に記載されていないことを確認した。これは行政事務を遂行する上で不適切な事務処理であり、請求人が執行機関への不信感を抱く一因になっていると推察する。

### 4 勧告の内容

上記3（2）のとおり、土地売買契約事務において、決裁書類記載内容と現に作成された契約書の内容に相違がある不適切な事務処理を確認した。

事業を進めるに当たっては、当然、適切な事務処理の遂行が求められるものであり、その確実な実践により健全な町財政運営が図れ、ひいては町政に対する住民の理解、信頼に繋がるものである。

よって、京丹波町長に対し、令和6年12月25日までに、本件担当課における起案文書等の決裁事務について、チェック体制の確認、強化等の改善策を講じるよう勧告する。